

一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメントの意見内容及び行政の考え方

受付	No.	意見内容	行政の考え方
海老名市	1	<p>海老名、座間、綾瀬3市は、平成23年までの10年間に可燃ごみ50%削減を打ち出し、努力されていると思っていました。しかし、今回の基本計画（案）を拝見すると、平成33年までに30%の削減と大幅な後退になっています。ごみ50%削減のためには、剪定枝、生ごみの資源化に取り組むべきと思っていましたが、今回の計画には剪定枝、生ごみの資源化に対する積極的な政策が見られません。将来の新焼却炉の規模にかかわる可燃ごみ削減のために、もっと積極的な提案にするべきです。</p>	<p>具体的な施策については、今後検討してまいります。</p>
海老名市	2	<p>○一般廃棄物処理基本計画（案）に対する私見・感想</p> <p>全体としては良く研究され、まとまっていると思います。ただし、有機性廃棄物の資源化の推進については、些か意見がありますので述べさせていただきます。</p> <p>1 生ごみ、剪定枝などの有機性廃棄物の資源化の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資源の徹底した分別の必要性は良く理解できる。 ●問題は、その先のシステムの確立をどう図るかが不明確ではないかと思う。 <p>資源化推進が成功するか否かは、資源化した後の活用（利用）方法如何にかかっていると思うので、さらに研究を深めていただきたい。例えば、</p>	<p>資源化後の利活用についても研究を進めてまいりますので、計画書に反映させました。</p>

受付	No.	意見内容	行政の考え方
海老名市	2	<p>市民の分別→生ごみ→肥料化→有機農業での活用→生産物 ↓ →消費先の確立 飼料化→家畜の飼育→生産物（卵・肉）→消費先 の確立→市民への還元</p> <p>剪定枝の資源化についても同様、出口の確立を研究 網掛けの部分の研究を是非お願いしたい。</p> <p>なお、生ごみの飼料化については伊東の稲取で、旅館組合と養鶏業者が連携を図り、旅館・ホテルから出たごみを養鶏業者が飼料にして卵を生産し、その卵を旅館・ホテルが利用して成功を収めている例があります。</p>	
	2	<p>焼却残渣の資源化について</p> <p>●この問題も同様スラグ化、セメント後の利用のはけ口の研究がほしい。</p>	<p>資源化後の利活用についても研究を進めてまいりますので、計画書に反映させました。</p>
	3	<p>一般廃棄物処理基本計画（案）概要版4ページ【まとめ】の中に三市ともに塵芥類が明らかに高い値となっています。これは、前計画で設定した生ごみの分別収集及び資源化の取り組みが実現していないためと考えられます。云々とありますが、これらも上述1，2，の出口の確立が出来ていなかったことに起因しているのではないかと思います。どうかご賢察の上、更なる研究と取り組みをお願いいたします。</p>	<p>今後さらなる研究を進めてまいります。</p>

受付	No.	意見内容	行政の考え方
座間市	3	<p>P31 削減目標数値について</p> <p>生ごみ等有機性廃棄物やその他プラ・廃食油の資源化により、30%削減の目標数値を出している。しかし、P139の組成分析数値にあるように、可燃ごみの内、55.7%が厨芥類であることから、数値を40%台に設定すべきである。第4章の数値目標のところの説明があるが、アンケートからの推定で市民の協力度が30%ということであっても、資源化システムが定着していくにつれ、現在の容器包装プラがそうであったように、市民の参加は上がっていくと考えられることと、有料化を生ごみ資源化とセットで実施して、参加度を高める手法を取ったり、市の働きかけにより協力度を上げることにより、削減目標値を40%台に上げることが可能と考える。</p>	<p>実現可能な目標として、ごみ焼却量30%削減が目標値として妥当であると考えます。しかし、将来的な目標として、目指すべき目標値を50%として掲げておりません。</p>
		<p>P40 ごみ・環境学習の推進について</p> <p>リサイクルプラザを活用しての、具体的な講座を組むべきである。(活動している市民と連携して)</p>	<p>現在実施しており、具体例を追記しました。</p>
		<p>P43 処理・処分施設の公開について</p> <p>身近にある小松原のリサイクルセンターは狭くて危ないことから市民の見学が出来ない状況だが、市民のごみ・資源学習において大きな損失となっていると考える。見学出来るよう(併せて更なる資源化が進むよう)に用地確保等の努力をすべきである。</p>	<p>見学を受け入れる方向で検討いたします。</p>

受付	No.	意見内容	行政の考え方
座間市	3	<p>P46 ごみ発生抑制 剪定枝について</p> <p>剪定枝の資源化ルートないが現状において、綾瀬市のように、チップ化の機械を例えば芹沢公園のような所で、市民の持ち込み剪定枝の処理にも活用できるようにするべきである。</p>	<p>剪定枝の資源化については、今後検討してまいります。</p>
		<p>P49 生ごみの収集方法の研究について</p> <p>H19—33年まで研究・準備・実施期間としているが、各期間を限定して計画をつくらないと、実行されるか不安を覚える。具体的な期間を入れ、各市で様々な実験取り組みをすべきである。</p>	<p>有機性廃棄物資源化施設の整備等に連動することから、その進ちょく状況に合わせ、具体的な期間を定めてまいります。</p>
		<p>P54 事業者への指導について</p> <p>大量排出事業者の規定が座間市は海老名市の10倍になっていて驚く。この違いは何か、10分の1に出来るならすべきである。</p>	<p>市によって事業所の形態が異なることから、座間市の特性にあった対策を検討してまいります。</p>
		<p>P64 協働のための推進体制</p> <p>自治会以外の市民団体とも連携することも大事であり、またごみ市民会議のような組織（海老名市の「環境市民会議」や綾瀬市の「あやせ環境市民会議」町田市の「ごみゼロ市民会議」など）発足し、核となる市民を作っていくことが必要である。</p> <p>上記の市民会議の参加団体には、企業の参加も促す。</p>	<p>他市の市民会議に代わるものとして、廃棄物減量化推進員制度を設けております。</p>